

財務諸表に係る知事の承認について

○ 知事の承認項目

＜承認にあたっての確認ポイント＞

- ◆ 承認に係る手続（地方独立行政法人法第 34 条第 1 項及び第 2 項）は適正か。
- ◆ 地方独立行政法人会計基準に沿った財務諸表が作成されているか。

確 認 事 項	事 務 局 確 認 結 果
① 提出期限は遵守されたか。	6 月 30 日までに提出されている。
② 提出すべき書類が提出されているか。 ＜財務諸表＞ ○ 貸借対照表、損益計算書、利益の処分 又は損失の処理に関する書類 ○ 行政コスト計算書 ○ 純資産変動計算書 ○ キャッシュ・フロー計算書 ＜添付書類＞ ○ 事業報告書 ○ 決算報告書 ○ 監査報告（及び会計監査報告）	全て提出されている。
③ 事業報告書は、設立団体の規則で定める事項が記載されているか。	岐阜県地方独立行政法人法施行細則第 10 条第 2 項に基づき、記載されている。
④ 決算報告書は、予算の区分に従い作成されているか。	法人の年度計画予算の区分に従い作成されている。
⑤ 財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事及び会計監査人の意見はないか。	監事の監査報告、会計監査人の監査報告ともに、適正との意見であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はない。
⑥ 地方独立行政法人会計基準に沿った財務諸表が作成されているか。	地方独立行政法人会計基準に基づき、法人の財政状態及び運営状況を適正に示しているとの監事等の意見が付けられている。 また、運営費負担金に係る会計処理についても、期間進行基準及び費用進行基準の適用事業ごとに、それぞれ適正に費用化されている。

参 考

1 根拠法令

【地方独立行政法人法】

(財務諸表等)

第 34 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 略

(利益及び損失の処理の特例)

第 84 条 公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第 40 条第 1 項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の使途に充てる場合には、第 40 条第 3 項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

【岐阜県地方独立行政法人法施行細則】

(財務諸表等)

第 10 条 法第 34 条第 1 項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

二 略

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人の目的及び業務内容
- 二 県の政策における法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 法人に関する基礎的な情報

【岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例】

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることとする。

一及び二 略

三 その他知事が必要と認める事項

2 地方独立行政法人会計制度の概要

(1) 企業会計原則の導入

地方独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によることとされており、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的としない等の地方独立行政法人の特殊性を踏まえつつ、その財務情報を住民その他の利害関係者に分かりやすいかたちで開示することとされている。

(2) 公営企業型地方独立行政法人の特性

必要な事業経費は、原則として法人の事業経営に伴う収入をもって充てる独立採算制を採ることとされている。

各年度の法人の利益処分については、経営努力の認定を不要とし、法人経営の自由度を高めている。

(3) 財務諸表の種類

名 称	内 容
貸借対照表	法人の財政状態（期末時点における資産、負債及び純資産）を表示
損益計算書	法人の運営状況（発生した費用及び獲得した収益）を表示
キャッシュ・フロー計算書	法人の業務に伴う資金の収支状況を表示
利益の処分又は損失の処理に関する書類	損益計算書で算出された利益の処分状況（目的積立金への整理等）又は損失の処理状況を表示
行政コスト計算書	法人の業務運営に伴う実施コスト（住民等の負担額を表示）
純資産変動計算書	貸借対照表の「純資産の部」の会計年度中の動きを表す計算書
附属明細書	上記財務諸表に関する補足的情報を表示

(4) 地方独立行政法人会計基準における主な地方独立行政法人固有の会計処理

償却資産の取得に係る運営費負担金については、拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、法人の財産的基礎を構成するもの（資本助成）、又は財産的基礎を構成しないもの（経常費助成）の区分を設立団体と法人の間で中期計画において事前に明記することとしている（会計基準第78）。

岐阜県立3病院法人は、中期計画において償却資産の取得財源に係る運営費負担金は経常費助成と明記している。

資本助成	財産的基礎を構成する運営費負担金であり、主に固定資産の取得財源とするもの	受領時に「(負債) 運営費負担金債務」として計上し、当該資産購入に合わせて「(純資産の部) 資本剰余金」に振り替える。
------	--------------------------------------	---

経常費助成	財産的基礎を構成しない運営費負担金であり、主に固定資産の取得以外の費用に充てるもの	受領時に「(負債) 運営費負担金債務」として計上し、業務の進行に応じて収益化を行う。
-------	---	--